

「専守防衛」とは

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、**憲法**の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

平成26年版防衛白書

【集団的自衛権の定義】

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、**自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利**」

出典：平成26年版防衛白書及び156回国会平成15年7月15日答弁119号より小西洋之事務所作成

平成27年5月12日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

専守防衛の「憲法」の精神」と平和主義

栗山政府委員〔外務省北米局長〕

・・・憲法のもとでの日本国としての基本的な**平和主義の精神**、それからそこから出てきております我が国の基本的な防衛政策、**専守防衛**ということを基本といたしました防衛政策・・・。

(102 - 衆 - 安全保障特別委員会 - 4号 昭和60年4月8日)

鈴木内閣総理大臣〔鈴木善幸君〕

わが国は、**平和憲法のもとに平和主義**、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念の上に立ちまして、平和国家の建設に向かつて今日まで努力をいたしてまいったところでございます。**そのような精神の上に立ちまして、専守防衛に徹する**、・・・このように考えております。

(96 - 衆 - 内閣委員会 - 16号 昭和57年5月13日)

出典：衆議院委員会会議録より小西洋之事務所作成

平成27年5月12日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之